

松田町告示第16号

人型ロボット「ペッパー」における備品貸出要綱を次のように定める。

平成28年3月28日

松田町長 本山 博 幸

人型ロボット「ペッパー」における備品貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、おもてなしの精神を広めるため、松田町役場が所有する人型ロボット「ペッパー」(以下「ペッパー」という。)を貸出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者等)

第2条 ペッパーは、町内に居住する者又は次に掲げる町内の団体等(以下「団体等」という。)が主催する事業において使用する場合に貸出すものとする。

- (1) 自治会等の自治関係団体
- (2) 学校、幼稚園、保育園、高齢者福祉施設、障害者支援施設等の教育・福祉関係団体
- (3) 体育協会、スポーツ少年団等の文化・スポーツ関係団体
- (4) 交通安全運動、防犯運動等の町民活動団体
- (5) 老人クラブ
- (6) ボランティア団体
- (7) その他町長が特に認めるもの

2 前項に規定する事業とは、ペッパーをコミュニケーション機器として使用できる又は松田町を広く周知することができるイベント等とし、次のいずれかに該当する事業については、ペッパーの貸出しを行わない。

- (1) 営利を目的とする事業

- (2) 特定の政党の利害に関する事業
- (3) 特定の教派、宗教もしくは教団を支援する事業
- (4) 屋外にて使用する事業
- (5) その他、公益を害するおそれがあると認められる事業

(申請及び貸出承認)

第3条 ペッパーの借受けを希望する団体等は、原則として借受日の3月前から2週間前までにペッパー貸出申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に所定の事項を記載して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受けて承認又は不承認を決定したときは、ペッパー貸出承認書(第2号様式)、またはペッパー貸出不承認書(第3号様式)により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(ペッパーの引渡し)

第4条 町長は、前条に規定する承認を受けた者(以下「借受者」という。)に対し、ペッパー預り証(第4号様式)を徴したのちこれを引渡しするものとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として主催事業当日とする。ただし、主催事業が役場閉庁日の開催である場合は、主催事業開始前の最後の開庁日から、主催事業終了後最初の開庁日まで貸出期間を延長することができる。また、主催事業の開催時間や内容等により、前日あるいは翌日まで貸し出すことが妥当な場合も同様とする。

2 前項に規定する期間については、町長が特に必要と認める場合はその限りではない。

(貸出取消)

第6条 借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを取消することができる。

(1) 要綱に違反したとき。

(2) 災害やペッパーの故障等やむを得ない事情が生じたとき。

(3) その他、町長が必要であると認めるとき。

2 町長は、前項の規定による貸出しの取消しにより借受者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(管理責任等)

第7条 借受者は、ペッパーの貸出しについて、担当課の指示に従うものとし、ペッパーを善良に管理するものとする。

2 借受者は、ペッパーの運搬を自己の責任において行うものとする。

3 借受者は、申請時の目的以外に使用し、又は転貸してはならない。

4 借受者は、使用が終わり次第、速やかに、貸出時の原状に復したのち返却するものとする。

5 借受者は、ペッパー貸出承認書(第2号様式)に記載のある期間内に返還場所へ返還し、担当課の点検確認を受けるものとする。

(破損・紛失)

第8条 借受者は、ペッパーを破損又は紛失したときは、速やかにペッパー破損・紛失等報告書(第5号様式)を町長に提出し、その指示に従うものとする。また、前条第5項による点検において、破損があった場合も同様とする。

(賠償)

第9条 借受者は、ペッパーに損害を生じさせたときは、町長の認定するところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減免又は免除することができる。

2 ペッパーの使用によって生じた事故等に関しては、借受者の責任において処理するものとする。

(使用料等)

第10条 ペッパーの使用料は、無料とする。ただし、貸出期間中のペッパーの運搬や管理等にかかる費用について、町長は一切の責任を負わない。

2 前項に規定する貸出期間とは、借受者がペッパーを借受けてから、返還場所へ返還し、担当課の点検確認を受け、返却するまでの期間のことを指す。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ペッパーの貸出しに必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

松田町長 殿

団 体 名 _____

役職・氏名 _____ ㊟

住 所 _____

連 絡 先 _____

ペッパー貸出申請書

次のとおりペッパーの貸出しをお願いします。

事業名	
貸出期間	年 月 日（ 曜日）午前・午後 時 分から 年 月 日（ 曜日）午前・午後 時 分まで
使用場所	住所 建物名
目的	
内容	

第2号様式（第3条、第7条関係）

松第 号
年 月 日

様

松田町長

ペッパー貸出承認書

年 月 日付けで申請のありましたペッパー貸出申請については、
人型ロボット「ペッパー」における備品貸出要綱第3条の規定により、次のとおり貸出承認と決定しましたので通知します。

・貸出期間

年 月 日（ 曜日）午前・午後 時 分から

年 月 日（ 曜日）午前・午後 時 分まで

・貸出条件

借受者は人型ロボット「ペッパー」における備品貸出要綱及びペッパー貸出申請書の
内容を遵守すること

第3号様式（第3条関係）

松第 号
年 月 日

様

松田町長

ペッパー貸出不承認書

年 月 日付けで申請のありましたペッパー貸出申請については、人型ロボット「ペッパー」における備品貸出要綱第3条の規定により、次のとおり貸出不承認と決定しましたので通知します。

不承認の理由

備考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、松田町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、松田町を被告として(訴訟において松田町を代表する者は松田町長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

松田町長 殿

ペッパー預り証

は、人型ロボット「ペッパー」における備品貸出要綱第4条に基づき、ペッパーをお預かりしました。人型ロボット「ペッパー」における備品貸出要綱を遵守し、使用します。

団 体 名 _____

役職・氏名 _____ ㊟

住 所 _____

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

松田町長 殿

団 体 名 _____

役職・氏名 _____ ㊟

住 所 _____

連 絡 先 _____

ペッパ－破損・紛失等報告書

借用したペッパ－を破損・紛失等しましたので、次のとおり報告します。

破 損 ・ 紛 失 等 の 状 況	
-------------------	--

※破損・紛失等の状況は時系列で記載し、書ききれない場合は別途作成し添付してください。